

TPP 反対 都市農業は 抜本改善へ



農業現場の皆さんから課題を伺い、法案を提出し、制度や予算を見直し、具体的な改善策を引き出ししております。二月二十五日、予算委員会第六分科会において、TPP、都市農業、有害鳥獣対策、新規営農・後継者対策について質問、積極的な答弁を頂きました。

引き続き都市農業の支援に全力で取り組んでまいります。

TPPから農業を守る

TPPはアメリカの議会が承認(批准)しないと発効しませんが、大統領選が終わるまでは米国議会が認める(批准)かどうか分からない状態が続きます。

(後藤)日本が国会で審議するのは、米国が日本に追加的に何を要求するのかを具体的に確認してからにすべきではないか。

(森山農水大臣)一部の要求で再交渉することは全体の合意を崩壊させかねないので、再交渉に応じる考えはありません。

との答弁でしたが、仮にアメリカ議会が批准したとしても、その際に日本に新たに義務が課される可能性(後出しジャンケン)が指摘されています。

私からは、TPPは衆参の農水委員会でこの決議に反しており、認めるべきでない」と批准に反対の意思を表明いたしました。

都市農業支援が抜本的に進展

昨年四月十六日、都市農業振興基本法案が議員立法として成立いたしました。私は、都市農業議員連盟の幹事長として野党側の交渉を担当し、与党と交渉の上、地産地消という言葉を加えるなどの条文を修正しました。この法律に基づく「都市農業振興基本計画」が今年四月下旬に閣議決定されることを踏まえ、以下の積極的な答弁を引き出しました。

①都市農地の位置づけ

(後藤)都市農地を都市計画制度上、新たに明確に位置づけるべきではないか。

(国交大臣政務官)これまで「宅地等の予定地」とみなされてきた都市農地の位置づけをあるべきものへと大きく転換する必要があるとしている。農水省と連携し、都市農地の保全を図るための施策を多面的に検討してまいります。

②都市農地にも新たな支援措置を

(後藤)都市農地版の農振(農業振興地域)を新たに制度として作り、その中では、従来都市農地では対象とならなかった各種支援措置が新たに適用対象となると考えています。

(農水副大臣)どのような支援策をいつから講ずるかについて、制度と併せて検討してまいります。

(後藤)平成二十九年度予算、税制改正要求の中に、都市農地版の支援策を盛り込むよう、積極的・具体的な検討を進めて頂きたい。



予算委員会第6分科会

③ 相続税の納税猶予の拡大

(後藤) 相続税納税猶予について、

生産緑地等を賃貸する場合に適用除外されないようにする方向と聞くが、生産緑地以外の都市農地を賃貸する場合にも納税猶予が適用されるようになると考えてよいか。平成二十九年税制改正に盛り込まれるのか。

(農水大臣) 貸借する場合の相続税

の納税猶予の取扱については検討してまいる。

(財務省) 来年度以降の税制改正で



乳用子牛育成管理共進会 (伊勢原市)

④ 生産緑地の適用拡大

(後藤) 生産緑地の適用面積を五〇

〇㎡以下にも拡大すべきではないか。

(国交大臣政務官) 生産緑地制度について、都市農業の保全を図るために必要な検討をしてまいる。



林業の現状について視察 (清川村)

⑤ 山林への相続税納税猶予の拡大

(後藤) 山林への相続税納税猶予の要件が大変厳しく、適用はわずか

適切に議論されるものと考えている。

一件。農地並みに緩和すべきではないか。

(農水副大臣) 現在、森林・林業基本計画の変更に向けた作業を行っているところ。その検討の中で、本制度が円滑に活用いただけるように運用改善について検討してまいる。

有害鳥獣から守る

(後藤) 鳥獣被害防止総合対策交付金は、神奈川県鳥獣被害額が約二億円(全国三十五位)に対し、交付金配分額は二千四百万円弱(全国四十三位)と、被害状況に対し、交付金の配分が少ないのではないか。

(農水政務官) 神奈川県や県内市町村に対し、より一層被害防止活動が活発に行われるよう、働きかけ、強化していく。

新規営農者を応援します

二月二十二日、JA厚木にて、若手新規営農者の皆さんと意見交換会を開催し、その場で伺ったお困りの点について、三日後の国会で取り上げま

した。

(後藤) 新規就農者が自宅以外の作業場、保管場所等を確保することが大きな課題と聞いた。市町村や農協との協力も含め、多様な対応が必要と考えるが見解は。

(農水大臣政務官) 新規就農者にとって、住宅の確保が経営開始時の課題となっていることを認識。自治体独自の新規就農者支援施策と連携しながら、新規就農者の確保、定着に努めてまいる。



新規営農者の皆さんとの意見交歓会 (JA あつぎ)